

市民税・都民税・森林環境税（個人住民税） 納税通知書の見方

※この通知は再交付できません

紛失した場合で所得金額等を証明する必要がある場合は  
課税証明書をお取りください。

⑥【宛名番号】  
個人住民税に関するお問い合わせの際は、こちらの宛名番号を  
お伝えください。

④【年税額】  
1年間の個人住民税の合計額と、その徴収方法別の内訳金額

|  | 年 税 額 | 給与特徴税額 | 年金特徴税額 | 差引普通徴収税額 |
|--|-------|--------|--------|----------|
|  | ④     |        |        |          |

|         |      |
|---------|------|
| 通知書番号   |      |
| 金融機関名   |      |
| (支店名)   |      |
| 口座番号    | 振替方法 |
| (口座名義人) |      |

宛名番号

⑥

各期または全期

※「充当又は委託納付額」がある場合は、実際に納める額は充当又は委託納付額を差し引いた金額となります。

|     | 第 1 期           | 第 2 期          | 第 3 期            | 第 4 期          | ⑤【納付方法が口座振替のかたのみ印字しています】 |
|-----|-----------------|----------------|------------------|----------------|--------------------------|
| 納期限 | 令和 7 年 6 月 30 日 | 令和 7 年 9 月 1 日 | 令和 7 年 10 月 31 日 | 令和 8 年 2 月 2 日 |                          |
| 新規  |                 |                |                  |                |                          |
| 充当額 |                 | ④              |                  |                |                          |
| 差引  |                 |                |                  |                |                          |

④各期限までに納めていただく税額です。(普通徴収分)  
★口座振替で納めている方  
各納期限日に、こちらの金額を指定された上記の口座から差  
し引きます。(振替方法にて全期を指定している方は第 1 期  
の納期限日に全期分が口座から差し引かれます。)

▼一括で納めていただく場合

※一括での納付をご希望の場合、納めていただく金額は右記の通りとなります。

※この欄に金額は印字されません

⑤年金からの特別徴収があるかたのみ印字しています。(仮特別徴収税額)  
前年度年金特別徴収の対象者であり、今年度も継続して年金特別徴収を行  
う場合は、前年度の公的年金等の所得に係る年税額の 1/6 の金額を、仮徴  
収税額として 4 月・6 月・8 月に特別徴収させていただきます。

▼特別徴収対象の公的年金の種類と支払者の名称・法人番号

|          |  |
|----------|--|
| 公的年金の種類  |  |
| 支払者の名称   |  |
| 支払者の法人番号 |  |

▼昨年度の通知書でお知らせした、4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額  
(仮徴収税額)

|              |            |            |            |
|--------------|------------|------------|------------|
|              | 令和 7 年 4 月 | 令和 7 年 6 月 | 令和 7 年 8 月 |
| 年金より特別徴収される額 | ⑤          |            |            |

▼10月から2月の公的年金から特別徴収される月と金額

|  |             |             |            |
|--|-------------|-------------|------------|
|  | 令和 7 年 10 月 | 令和 7 年 12 月 | 令和 8 年 2 月 |
|  |             |             | ⑥          |

⑥年金からの特別徴収があるかたのみ印字しています。  
年金特徴税額-仮徴収税額の残額は 10 月・12 月・翌年 2 月の 3  
回に分けて徴収されます。

▼来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、  
来年度の 4 月から 8 月の公的年金から特別徴収される月と金額 (仮徴収税額)

|              |            |  |
|--------------|------------|--|
|              | 令和 8 年 4 月 |  |
| 年金より特別徴収される額 | ⑦          |  |

⑦年金からの特別徴収があるかたのみ印字しています。(仮特別徴収税額)  
翌年度の個人市民税として、本年度の公的年金等の所得に係る年税額の  
1/6 の金額を翌年 4・6・8 月に特別徴収させていただきます。

★新たに公的年金から差し引かれる方(65 歳になられた方※昭和 35 年(1960 年)4 月 2 日以前生まれの方  
公的年金からの特別徴収が開始される年度は、公的年金等の所得に係る年税額の 2 分の 1 に該当する額を普通徴収(第 1 期・第 2 期)の方法で納めていた  
だき、残りの税額を 10 月・12 月・翌年 2 月に支給される公的年金から差し引きます。  
★「年金振込通知書」記載の住民税について  
日本年金機構から、毎年 6 月に「年金振込通知書」が届きます。この通知書に記載してある個人住民税額については、前年の年金分の税額をもとに算出  
されたものであり、武蔵野市から届く通知書に記載してある年金特別徴収税額とは異なる場合があります。  
実際に年金から差し引かれる税額は「年金振込通知書」の額です。ただし、本来年金特別徴収すべき金額は「納税通知書」に記載してある年金特別徴  
収税額になります。そのため、武蔵野市から届いた最新の「納税通知書」に記載してある年金特別徴収税額より、「年金振込通知書」記載の税額が多かった  
場合は住民税が還付となります。

(単位：円)

▼所得金額等

|               |
|---------------|
| 給 与 収 入       |
| 公 的 年 金 等 収 入 |
| 例：給 与 所 得     |
| 例：公的年金等雑所得    |

Ⓜ

▼所得控除額

Ⓜ【配偶者・扶養・障害者・寡婦・ひとり親等の控除】  
該当する場合は「有」または人数が記載されています。

▼扶養親族該当区分

|     |     |     |     |     |           |          |     |     |     |            |     |     |     |            |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----------|----------|-----|-----|-----|------------|-----|-----|-----|------------|
| 控 配 | 老 配 | 特 定 | 同 老 | 老 人 | 16歳<br>未満 | そ の<br>他 | 同 障 | 特 障 | 他 障 | 未 成<br>年 者 | 特 障 | 他 障 | 寡 婦 | 勤 労<br>学 生 |
|     |     |     |     | Ⓜ   |           |          |     |     |     |            |     |     |     |            |

▼本人該当区分

▼算出税額

税 額 控 除 前 所 得 割 額

Ⓝ【税額控除額】  
課税標準額に税率を乗じて、市民税都民税を算出します。(所得割額)  
また、配当割額控除や株式等譲渡所得割額控除、寄附金税額控除・住  
宅借入金等特別税額控除などの税額控除を表示します。  
★ふるさと納税をしたのに控除されていない場合  
【よくあるケース】  
・確定申告をして、ワンストップ特例制度の適用除外となった  
・確定申告の際に二表の住民税欄に記載漏れがあった

Ⓞ

④個人住民税の算定には、所得金額を用います。  
給与と公的年金等は、定められた計算方法に基づ  
いて収入金額から所得金額を算出しています。  
年金所得は雑所得に含まれます。

Ⓝ【税額控除前所得割額】  
所得の種類ごとの課税標準額に税率を乗じて、個人市民税額の所得割額を算出  
しています。税率は納税通知書の裏面中央の「◎税額」に記載しています。

①【合計所得金額】  
損益通算後・損失の繰越控除前の金額です。  
★扶養の所得判定や均等割の課税判定に使用します。

合 計 所 得 金 額

①

繰 越 損 失 額

総 所 得 金 額 等

①

控 除 合 計

①

①所得金額から差し引かれる所得控除金額の合計です。

▼課税標準額

|  |
|--|
|  |
|  |
|  |
|  |

Ⓚ

Ⓚ【課税標準額】  
所得金額から所得控除金額を差し引いた金額です。(千円未満切捨)

①【総所得金額等(分離課税分も含む)】  
総合課税所得及び分離課税所得の合計金額(繰越控除後)です。

★合計所得金額と総所得金額等について  
所得の種類が総合課税所得のみで繰越損失のないかたは、  
合計所得金額＝総所得金額等  
※合計所得金額は、損益通算後・損失の繰越控除前の金額です。  
※分離課税分の所得や繰越損失がある方は  
合計所得金額＝総所得金額等ではない場合があります。

所 得 割 額

均 等 割 額

森 林 環 境 税 額

減 免 額 ・ 免 除 額

年 税 額 (住 民 税 及 び 森 林 環 境 税 の 額)

Ⓟ

給 与 ・ 公 的 年 金 等 か ら の 特 別 徴 収 税 額

差 引 普 通 徴 収 税 額 (本 年 度 納 め て い た だ く 額)

控 除 不 足 額

Ⓠ

(う ち 還 付 額)

Ⓡ

Ⓡここに金額があるかたは、後日個人住民税の還付  
に関する通知が送付されます。

Ⓠ所得割額より控除できなかった配当割額または株式等譲渡所得割額  
がある方のみ印字しています。